

雑誌スポンサー募集！

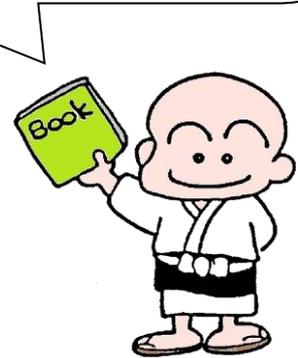
あなたの会社や団体を図書館の雑誌でPRしませんか？



最新号のカバー

新刊雑誌本棚

雑誌スポンサー制度とは…
図書館で所蔵する雑誌の購入費を負担していただくことで、その雑誌の最新号のカバーと新刊雑誌の本棚に、スポンサー名とスポンサーが作成された広告を掲示することができる制度です。



図書館では、所蔵する雑誌に広告を掲示していただく雑誌スポンサーを募集しています。

京田辺市立中央図書館は年間でおおよそ17万3千人の方が貸出の利用をされており、京都府内でもトップクラスを誇ります。中でも、最新の雑誌は多くの方が手に取って読まれるため、スポンサーの地域貢献活動を広く市民に周知でき、高いPR効果が期待できます。

【対象】

京田辺市内又は京田辺市に隣接する市町村の企業、商店、医療機関、団体等（個人を除く）。

【掲示期間】

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。

※希望される場合は、スポンサーと決定した翌月から平成30年3月31日までの期間も広告の掲示ができます。

【対象雑誌】

図書館が作成した「対象雑誌リスト」から選んでいただきます。

【 掲 示 場 所 】

スポンサー名が記載された台紙に、スポンサーが作成された広告を貼付したものを掲示します。

- ①雑誌サイズに合わせた大きさの広告を、最新号のカバーの表紙面に貼付。
- ②硬質カードケースに広告を挟み、新刊雑誌の本棚に掲示。

※①と②の広告の内容は同じものとしします。

【広告の規格】

広告の種類	広告 (縦×横)	
	大	91mm×182mm
最新号の カバー	中	74mm×148mm
	小	64mm×128mm
新刊雑誌本棚	中	74mm×148mm

【申込みの流れ】

1 〈雑誌の選定〉

スポンサーとなる雑誌を「対象雑誌リスト」からお選びください。



2 〈申込み〉

申込書、会社・団体の概要・活動を確認できる資料、掲示広告（最新号のカバー用と新刊雑誌本棚用）をご用意の上、中央図書館までお申込みください。



3 〈審査〉

京田辺市立図書館雑誌スポンサー制度審査会が内容を審査し、結果を「京田辺市立図書館雑誌スポンサー制度申込結果通知書」により通知します。



4 〈支払い〉

図書館が指定する納品業者に、雑誌代金を一括前払いしていただきます。



5 〈広告の掲示〉

所定期間内、雑誌の最新号カバーと新刊雑誌本棚に広告を掲示します。

【 問 合 せ 先 】

京田辺市立中央図書館	中央図書館北部分室 (北部住民センター内)	中央図書館中部分室 (中部住民センター内)
〒610-0331 京田辺市田辺辻 40 電話：65-2500	〒610-0343 京田辺市大住内山 1-1 電話：63-0499	〒610-0311 京田辺市草内美泥 22-2 電話：64-8833

注意事項

- ・ 広告の内容は、公共性並びに図書館の品位保持及び信頼を損なうおそれがないものとし、京田辺市広報紙広告掲載に関する要綱（昭和51年京田辺市要綱第3号）第2条及び京田辺市広報紙広告掲載基準に抵触しないものとしします。
- ・ 雑誌スポンサーの結果通知後は、スポンサーを辞退することはできません。
- ・ 支払いに必要な一切の経費は、スポンサーが負担するものとしします。
- ・ 掲示する広告の内容に関する全ての責任は、スポンサーが負うこととしします。
- ・ 広告の変更は原則できません。
- ・ 提供雑誌は図書館が所有権を有し、他の資料と同等に扱います。